

長野県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現～

平成 20 年(2008 年) 3 月

平成 26 年(2014 年) 3 月改訂

長 野 県

目 次

はじめに・・ 1

推進計画の見直しにあたって・・ 2

第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

1 推進計画策定の趣旨・・ 4

2 推進計画の性格・・ 4

3 推進計画期間及び対象区域・・ 4

4 推進計画の進行管理・・ 5

5 連携・協働による推進計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

6 推進計画の実施体制の整備・・ 7

(参考) 国の基本指針の概要・・ 9

第2章 長野県動物愛護管理行政の現状と課題

1 全国的な視点で見た長野県の動物愛護管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 長野県における動物愛護管理行政の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 動物愛護管理推進計画の施策

1 推進計画の基本理念と施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2 推進計画の具体的な施策・・ 26

(1) 動物愛護の普及啓発の推進

【施策の方向】学校、地域、家庭における教育・広報活動

【施策1】 学校等への動物愛護管理普及啓発の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【施策2】 動物介在活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【施策3】 しつけ方講習会等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【施策4】 広報等の積極的活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【施策5】 動物愛護フェスティバルの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【施策の方向】ボランティアの育成・支援・連携

【施策6】 動物愛護推進員等研修会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【施策6-2】 ボランティアの支援・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【施策7】 動物愛護関係団体等との連携強化(連絡協議会の設置)・・・・・・・・ 31

【施策の方向】調査研究の推進及び情報の提供

【施策 8】 行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携・・・32

【施策の方向】災害時対策の強化

【施策 9】 地域防災計画に基づく動物の救護体制の整備・・・33

【施策 10】 災害時に備えた平常時の対策・・・33

(2) 適正な飼養管理の推進

【施策の方向】犬・猫の引取り頭数の減少

【施策 11】 不妊去勢措置の推進・・・35

【施策 12】 安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底・・・36

【施策の方向】犬・猫の致死処分頭数の減少

【施策 13】 飼い主への返還の推進・・・37

【施策 14】 飼養希望者への譲渡の推進・・・37

【施策の方向】所有明示の実施率の向上

【施策 15】 所有明示措置の意識啓発・・・39

【施策 16】 マイクロチップ等個体識別手段の普及・・・39

【施策の方向】危害・迷惑の防止

【施策 17】 遺棄、虐待等の防止・・・40

【施策 18】 犬の登録・狂犬病予防注射実施等飼い主責任の徹底・・・41

【施策 19】 動物による咬傷事故等の防止・・・41

【施策 20】 動物の鳴き声、臭い、排泄物等による迷惑防止・・・42

【施策 21】 猫の適正飼養の徹底・・・43

【施策の方向】動物取扱業等の自主管理の推進

【施策 22】 動物取扱業への監視指導の強化・・・44

【施策 23】 動物取扱業の資質の向上・・・44

【施策 24】 産業動物及び実験動物の適正な取扱い・・・45

【用語の解説】・・・46

【長野県動物愛護管理推進計画策定の経過】・・・48

【長野県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱】・・・49

【長野県動物愛護管理推進計画検討会委員名簿】・・・50

【長野県動物愛護推進連絡協議会設置要綱】・・・51

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などに伴い、ペットは単なる愛玩動物から「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」として、飼い主と強い絆で結ばれるようになってきました。特に、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいが大切であると言われてきています。

反面、ペットブームの中、十分な知識がないまま安易に動物を飼い始めたことに起因する、近隣とのトラブルや虐待・遺棄等の発生も後を絶ちません。

また、阪神・淡路大震災以降、災害発生時における被災動物にも大きな関心が寄せられるようになってきました。

長野県においては、平成12年4月に、動物愛護センター(ハローアニマル)を開設し、動物愛護行政の基幹的な拠点施設として、動物愛護精神の普及啓発、動物の適正飼養の推進を図ってきました。

このような中、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国から示された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)に即して、各都道府県は動物愛護管理推進計画を策定することとなりました。

長野県では、この計画の策定に当たり、平成19年4月に「長野県動物愛護管理推進計画策定検討会」を設置し、この検討会による検討を経て、「長野県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

この計画では、基本理念、数値目標等を定め、長期的な視点に立って、総合的かつ体系的に各種施策を展開していくこととしていますが、それを進める上では、何よりも、県、市町村、関係団体、県民などが一丸となって取り組んでいくことが不可欠であります。

今後は、関係者との連携・協働をさらに図り、この計画を着実に実施していくことにより、人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現を目指していきます。

平成20年3月
長野県

推進計画の見直しにあたって

長野県では、環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、基本指針）」（平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号）に即して、平成 20 年 3 月に長野県動物愛護管理推進計画（以下、推進計画）を策定し、関係者と連携・協働しながら総合的かつ体系的に動物愛護管理施策を推進してきました。推進計画は順調に進捗しており、定めた数値目標についても、平成 29 年度末における目標を既に達成している項目があります。

また、推進計画策定後の平成 21 年 3 月 23 日には、動物の健康と安全を保持し、動物による人の生命等への侵害を防止するとともに、県民の動物愛護精神の高揚を図り、人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物愛護管理施策の一層の推進を図ってきました。

平成 24 年 9 月 5 日に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護管理法）の一部が改正され、平成 25 年 8 月 30 日に基本指針についての見直しが行われたことに伴い、都道府県等はそれぞれが策定した推進計画について必要な見直しを行うものとされました。

今回の基本指針の見直しを受け、これまでの施策の進捗状況や数値目標の達成状況などを踏まえ、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間で新たな期間として、推進計画を見直しました。

新たな推進計画では以下の数値目標を定めます。

平成 35 年度の犬猫の致死処分頭数は、平成 18 年度比 80% 減を目指す



達成目標 = 今後 10 年間で致死処分頭数を 3 ケタに

引取り頭数の減少に向けて、終生飼養を徹底し、無計画な繁殖を繰り返さないよう飼い主に対する積極的な啓発を行い、特に幼齢の猫の引取りを減少させるためには、地域猫活動の支援、室内飼養や不妊去勢措置の啓発を重点的に行います。

収容した犬猫については、できる限り生存の機会を与えるよう、引き続き、市町村、関係団体、ボランティア等と連携・協働し、元の飼い主への返還、飼養を希望する者へ

の譲渡に努めます。

これらの施策を推進するため、動物愛護センターが拠点となり、動物愛護活動が広く県民に理解されるよう施策を展開していきます。

平成26年3月

長野県

第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

1 推進計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化が進む中で、単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員やパートナーとして動物を飼養する世帯が増えるなど、飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきています。

また、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや正しく飼養することの経験が大切であるといわれてきています。

しかしながら、動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待、飼養マナーの欠如から近隣への迷惑行為、地域における猫の管理をめぐるトラブルなど、様々な課題が顕在しています。

推進計画は、このような課題に的確に対応し、人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法第6条の規定により策定するものです。

2 推進計画の性格

この推進計画は、環境大臣が定めた基本指針に即して、本県の実情を踏まえ、長野県動物愛護管理推進計画検討会の検討を経て、長野県が定めるもので、本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画であるとともに、飼い主、事業者を問わず、すべての県民の動物愛護管理に関する指針となるべきものです。

なお、推進計画の内容は、動物愛護管理法第6条第2項に掲げる次の事項です。

動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項

その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 推進計画期間及び対象区域

期間は、平成26年(2014年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの10年間とします。また、対象区域は、長野県の全区域とします。

4 推進計画の進行管理

(1) 推進計画の公表

推進計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するものとします。

(2) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、推進計画の達成状況を点検し、施策に反映させていきます。

また、概ね平成 30 年度(2018 年度)を目途に行われる基本指針の改定等に併せて、必要な推進計画の見直しを行います。

5 連携・協働による推進計画の推進

動物の愛護及び管理に関する施策は、犬猫等飼養動物を対象として、愛護啓発から適正な飼養管理まで幅広い分野に関係することから、その推進には、関係団体等の密接な連携・協働が必要となります。

このため、この推進計画の実効性を高め、目指すべき方向へ着実に進めていくために、その考え方や具体的な施策が速やかに浸透するよう、飼い主をはじめとした県民に幅広く周知を行います。

また、市町村、学校等教育機関、動物取扱業者、飼い主、県民、関係団体等の主体的な参画と相互の連携・協働を図るため、役割分担を明確化し、協働体制の整備を行うことにより推進計画を推進します。

(1) 長野県の役割

長野県は、推進計画推進のため主導的役割を持って、市町村、関係団体、ボランティアが行う活動を支援するとともに、推進計画が着実に実行されるよう、県の関係機関において、以下の役割を果たし、かつ、相互に連携して施策を進めていく必要があります。

保健所(長野市保健所を含む。)は、動物の保護・収容、引取り・返還・譲渡、苦情対応、動物取扱業・特定動物等の登録・許可・監視指導、負傷動物の救護、災害時の対応等市町村と連携し、主に動物の適正な飼養管理に関して事業を推進していきます。

動物愛護センターは、施策を推進する基幹的な拠点として、学校・地域・家庭における教育活動・広報活動、動物由来感染症の調査研究、ボランティアの育成・支援、適正飼養推進のための譲渡・相談事業、負傷動物の治療等を関係団体と連携し総合的に推進するとともに、推進計画全体の進行管理を行い、人と動物とのより良い関係を構築していきます。また、災害時における被災動物救護施設及びボランティア活動の拠点として活用します。

健康福祉部食品・生活衛生課は、推進計画の進行管理を行い、長野県動物愛護管理推進連絡協議会(以下「連絡協議会」という。51 ページの同要綱参照)の運営、推進計画の施策に対する予算措置、関係機関・関係団体との調整等を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、犬の登録・狂犬病予防注射済票交付等の事務を行うとともに、飼い主としての社会的責任の自覚と動物の飼養に対する地域住民の理解を図るために、保健所

と連携し普及啓発や地元ボランティアとの連携・支援を行います。

また、災害発生時には、関係機関等と協力して、被災地における犬猫等飼養動物の同行避難、逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を行う必要があります。

(3) 学校等教育機関の役割

学校等教育機関は、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、また、子どもたちが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや動物の適正な飼養管理の経験が重要であることから、さらに動物愛護教育を推進していきます。

(4) 飼い主の役割

飼い主は、法令を遵守するとともに、終生飼養や適切な繁殖制限措置、所有明示等を行い、人に迷惑をかけないように動物の適正な飼養及び動物の健康と安全の保持に努める責務があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように、糞の後始末や清掃など主体的に行動していくことが求められています。

(5) 県民の役割

人と動物の共生する潤い豊かな社会を実現させるためには、地域において動物を愛護すべきと考える人と動物に対して好意を持たない人との相互理解を深めることが重要です。

また、子どもや若年層をはじめ、県民一人ひとりが動物愛護活動を理解し、協力していく必要があります。

(6) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守するとともに、飼い主の模範となるよう動物の適正な飼養及び動物の健康と安全の保持に努める責務があります。第一種動物取扱業者は、動物の販売にあたっては、購入者に動物の現状を直接見せるとともに、動物の特性等の重要事項や適正飼養について対面で説明することにより、飼い主責任の自覚を促し、適正な飼養管理の普及に貢献していきます。

(7) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な飼養管理に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む人のうちから保健所長の推薦により知事(長野市にあっては市長)が委嘱します。

動物愛護推進員は、飼い主など住民に犬猫等の終生飼養や所有明示など動物の愛護と適正な飼養の重要性について理解を深めること、希望しない繁殖の防止措置に関する助言、犬猫等の譲渡のあっせん、行政施策への協力等を行い、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

(8) 獣医師会等関係団体、ボランティアの役割

(一社)長野県獣医師会(以下、獣医師会)や長野県動物愛護会(以下、動物愛護会)等関係団体、ボランティアは、推進計画に定める施策への協力・支援や独自の活動を通じて、県・市町村との良きパートナーとして、動物が人と一緒に共生して社会

に受け入れられるための大きな原動力として期待されています。

6 推進計画の実施体制の整備

(1) 動物愛護センター、保健所の対応能力の向上

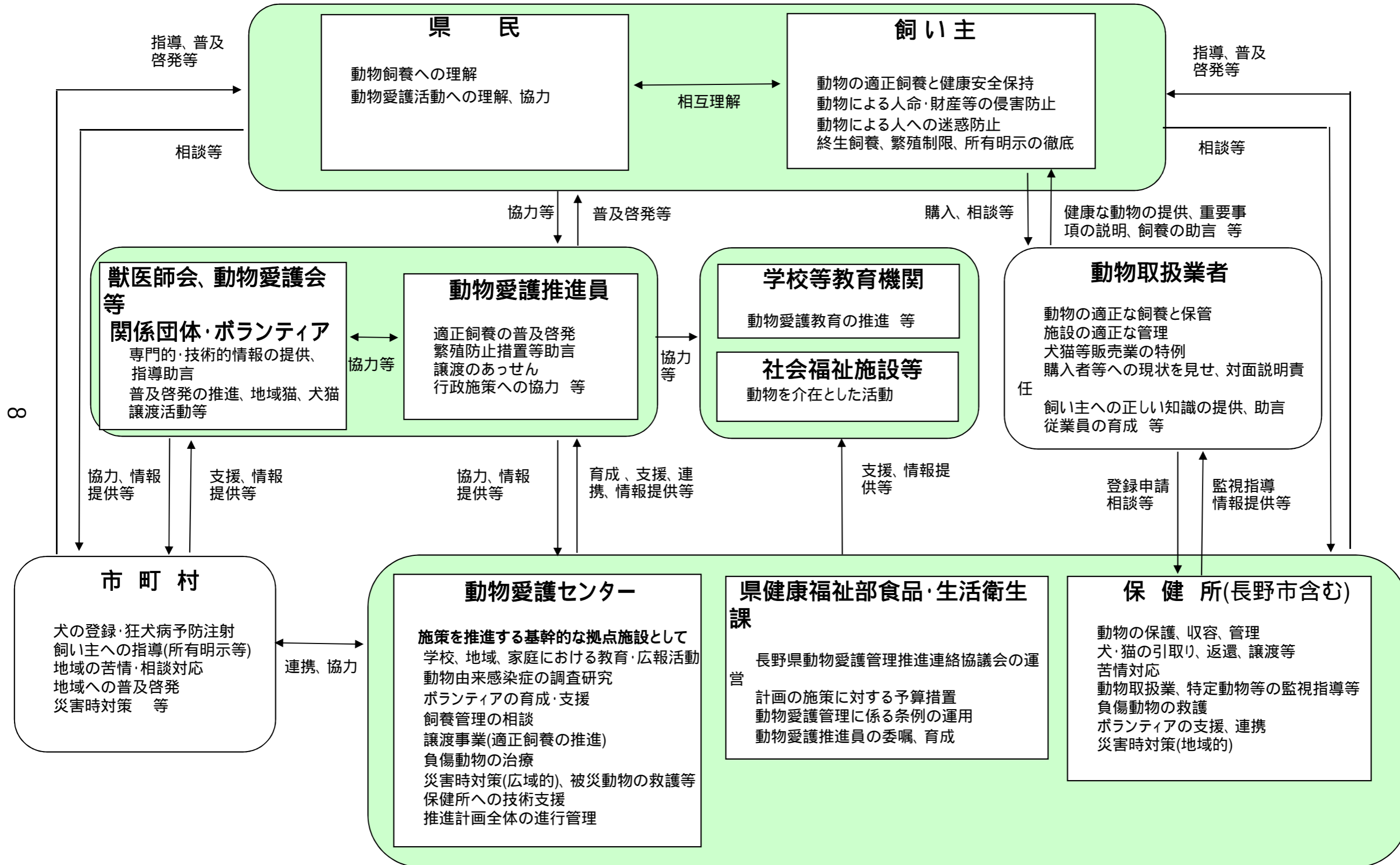
動物愛護センターにおいては、教育的な機関として動物に関する専門的な知識や技術を普及させるための研修制度を充実させ、動物愛護担当職員、動物愛護推進員等の資質向上に努めていきます。また、保健所に対して飼養管理、健康管理等を技術的に支援し、悪質な苦情事例に対応するとともに、感染症や災害の発生等の緊急時に対応できるよう検査や救護の体制強化を図っていきます。

保健所は、動物愛護センターと連携し、負傷動物の収容・処置、苦情処理等を適切かつ円滑に行えるよう体制整備を図っていきます。

(2) 関係団体等との連絡調整機能の強化

推進計画の効果的な実施方法等を検討するため、長野県、長野県教育委員会、市町村、獣医師会、動物愛護会、動物取扱業界の各代表者等をもって構成する連絡協議会を開催し、施策の検討、関係団体等との情報交換及び連携の強化を図っていきます。

動物愛護管理推進計画を推進するための関係者の役割



【参考】 国 の 基 本 指 針 の 概 要

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(H18.10.31 環境省告示、H25.830 最終改正)

1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

- ・ 動物の愛護：動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを動物の取扱いに反映させる。
- ・ 動物の管理：飼い主は、周囲に危害や迷惑をかけないように、動物の飼養・保管に伴う社会的責任を十分に自覚する。
- ・ 合意形成：動物の愛護及び管理の考え方は、国民的な合意の下で形成していくことが必要である。

2 今後の施策展開の方向

(1) 基本的視点

- ・ 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
- ・ 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- ・ 関係者間の協働関係の構築
- ・ 施策の実行を支える基盤の整備

(2) 施策別の取組

- ・ 学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等の実施
- ・ 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
(犬・猫の引取り数の大幅な削減、返還・譲渡の推進、遺棄・虐待の防止)
- ・ 動物による危害や迷惑問題の防止
(地域猫対策の支援等による猫引取り数の削減、特定動物販売業者の指導、マニュアル作成)
- ・ 所有明示(個体識別)措置の推進
- ・ 動物取扱業の適正化
(登録制度の遵守、犬猫販売業の特例、第二種動物取扱業の届出等の着実な運用、優良な業者の育成)
- ・ 実験動物の適正な取扱いの推進
- ・ 産業動物の適正な取扱いの推進
- ・ 災害時対策
- ・ 動物愛護管理行政担当者、動物愛護推進員等の人材育成
- ・ 関係機関の連絡体制を整備し、相互協力による調査研究の推進

(3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・ 推進計画期間：平成 26 年 4 月 1 日～36 年 3 月 31 日(10 年間)
- ・ 記載事項：動物の愛護及び管理に関する基本的な方針、動物の適正飼養の施策、災害時の適正な飼養保管、普及啓発、施策に必要な体制整備、地域事情に応じた検討等

- ・ 策定、実行：策定にあたっては、多様な意見の集約、合意形成を図る。
- ・ 推進計画の公表：策定後速やかに公表し、環境大臣に連絡する。

(4) 基本指針の点検及び見直し

- ・ 毎年、基本指針の達成状況の点検等を行う。
- ・ 策定後、5年目に見直しを検討する。

第2章 長野県動物愛護管理行政の現状と課題について

1 全国的な視点で見た長野県の動物愛護管理の状況（平成23年度）

犬の登録頭数は、126,457頭、人口10万当たり5,905頭であり全国19位（多い順）です。

狂犬病予防注射頭数は、119,388頭、実施率は94.4%で、全国1位（高い順）です。

徘徊犬の捕獲頭数は、1,079頭、人口10万当たり50頭であり全国18位（少ない順）、返還率は65.0%で、全国7位（高い順）です。

犬の引取りは、206頭、人口10万当たり9頭で全国10位（少ない順）です。保護・引取犬に対する譲渡率は65.1%で、全国4位（高い順）です。

猫の引取りは、2,284頭、人口10万当たり106頭で全国5位（少ない順）、譲渡率は24.9%で、全国3位（高い順）です。

犬の致死処分頭数は、189頭、猫の致死処分頭数は1,783頭で、人口10万当たり、犬は5位、猫は8位（少ない順）です。

以上から、長野県における動物愛護管理状況は、犬猫ともに全国的にトップレベルですが、引き続き総合的な取組に努める必要があります。

2 長野県における動物愛護管理行政の現状

(1) 犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数

平成24年度末現在、犬の登録頭数は124,633頭で、平成11年度の141,986頭をピークに減少傾向を示しています。

平成24年度末現在、犬の狂犬病予防注射頭数は116,606頭で、平成11年度をピークに減少傾向を示しています。

犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射実施率は、平成14年度まで96～99%台で推移してきましたが、平成15～23年度は94～95%台で、平成24年度が93.6%と低下傾向です。

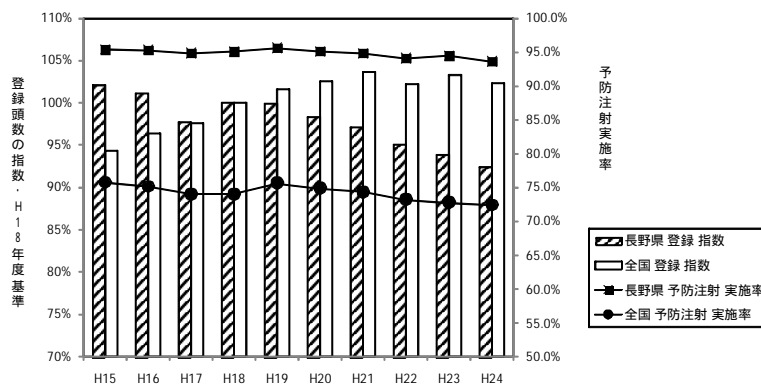
犬の狂犬病は、我が国では昭和32年以降発生していませんが、海外では依然多くの国で発生しており、平成25年に台湾で野生動物における発生が報告されました。人に感染し、アジア、アフリカを中心に毎年数万人が死亡しています。世界保健機関(WHO)は、狂犬病の蔓延を防止するためには、犬飼養頭数の70%以上の犬に予防接種を行う必要があるとしています。

このため、国内における犬の狂犬病発生を想定した場合、犬の予防注射実施率の低下を防ぐことは、危機管理上重要な課題です。

表1 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

年度	長野県				全国			
	登録		予防注射		登録		予防注射	
	頭数	指数	実施頭数	実施率	頭数	指数	実施頭数	実施率
H15	137,640	102.1%	131,220	95.3%	6,262,510	94.4%	4,741,488	75.7%
H16	136,366	101.2%	129,927	95.3%	6,394,226	96.4%	4,801,709	75.1%
H17	131,783	97.8%	124,938	94.8%	6,479,977	97.7%	4,796,585	74.0%
H18	134,814	100%	128,121	95%	6,635,807	100%	4,910,047	74.0%
H19	134,624	99.9%	128,597	95.5%	6,739,716	101.6%	5,097,615	75.6%
H20	132,604	98.4%	126,027	95.0%	6,804,649	102.5%	5,095,903	74.9%
H21	130,897	97.1%	124,017	94.7%	6,880,844	103.7%	5,112,401	74.3%
H22	128,133	95.0%	120,451	94.0%	6,778,184	102.1%	4,961,401	73.2%
H23	126,457	93.8%	119,388	94.4%	6,852,235	103.3%	4,985,930	72.8%
H24	124,633	92.4%	116,606	93.6%	6,785,959	102.3%	4,914,347	72.4%

図1 犬の登録頭数の推移及び狂犬病予防注射実施率の推移(長野県・全国)



(2) 犬・猫の苦情

犬の苦情件数は、平成4年には5,700件でしたが、過去10年間では平成20年度の3,036件をピークに減少し平成24年度は、2,573件でした。平成24年度は、管理不良による迷い犬が最も多く75.9%を占め、続いて鳴き声・悪臭・ふん尿の生活環境被害型の苦情が9.3%、無責任な飼い主による放し飼いの苦情が8.4%を占めています。

猫の苦情件数は、平成20年度に1,000件を超え、その後、1,200~1,500件で推移し、平成24年度は、1,222件でした。苦情内容は、野猫・敷地内侵入など迷惑行為が最も多く53.4%を占め、続いてふん尿処理・悪臭などの生活環境被害型の苦情が23.0%、管理不良・多頭飼育に係る苦情が19.0%を占めています。

図2 犬に関する苦情の推移

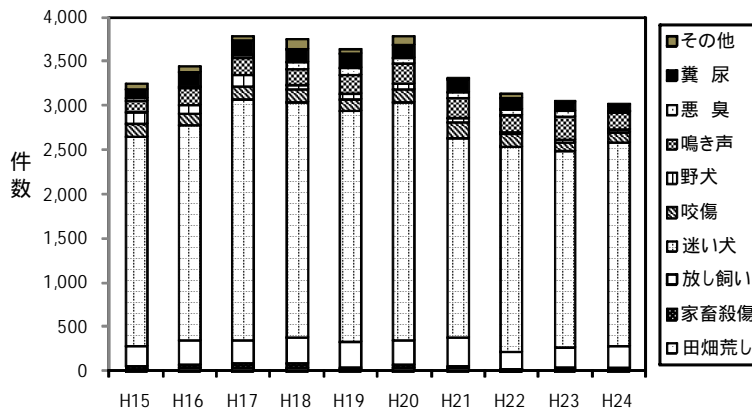


図2-2 猫に関する苦情の推移

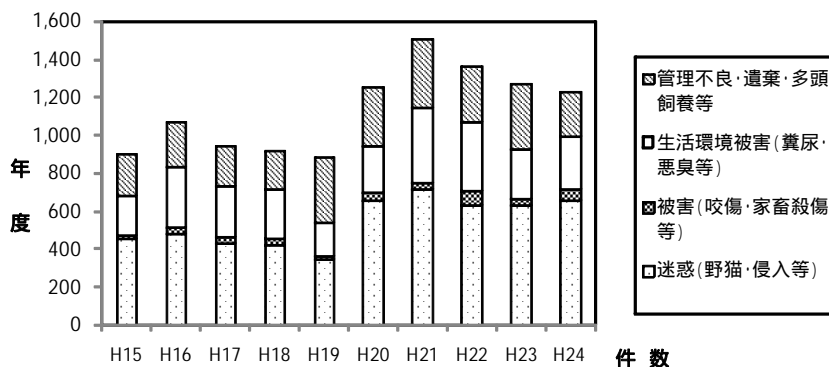


図3 犬の苦情内容(平成24年度)

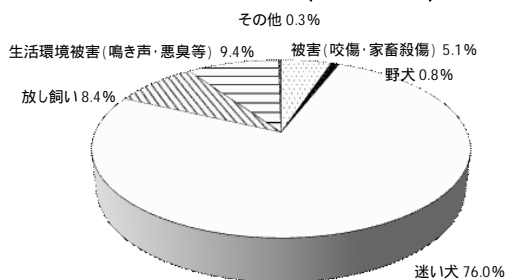
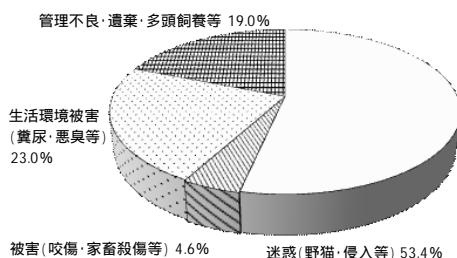


図4 猫の苦情内容(平成24年度)



(3) 動物の保護・引取り等

長野県では、狂犬病予防法及び動物愛護管理法に基づき、徘徊犬の捕獲・収容、犬・猫の引取り、負傷した犬猫等の収容を行っています。

徘徊犬の捕獲頭数は、平成3年までは3,000頭を、平成10年までは2,000頭を超えていましたが、平成24年度は1,027頭です。

犬の引取り頭数は昭和48年の5,860頭をピークに減少し、平成24年度は198頭です。猫は、昭和63年以降4,000～5,000頭台で横ばい傾向が続いていましたが、平成19年度から24年度は3,000頭台、平成22年度から2,000頭台と減少傾向にあり、平成24年度は2,284頭です。

犬の捕獲・引取り等が減少した主たる要因としては、飼い主意識の向上、不妊去勢措置の普及等により、子犬の引取りが減少してきたことが上げられます。

猫では、子猫の引取りが全体の約70%を占めており、近年、飼い主不明猫が平成8年まで全体の20～30%であったものが平成10年には50%を超え、平成18年度以降約75%を占めています。

平成22,23年度に引取り理由について調査したところ、成犬では住宅の事情がトップで、続いて管理困難な攻撃的性格、飼い主の病気、老齢、治療困難な疾病でした。成猫では、計画外の繁殖、住宅の事情が多く、続いて飼い主の病気、老齢でした。子犬、子猫では計画外の繁殖が大半を占めており、不妊去勢措置、猫の室内飼育の普及啓発、地域猫対策が必要です。

図5 犬保護状況

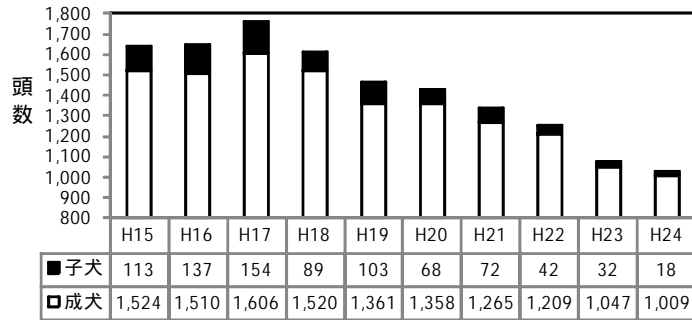


図6 犬引取り状況

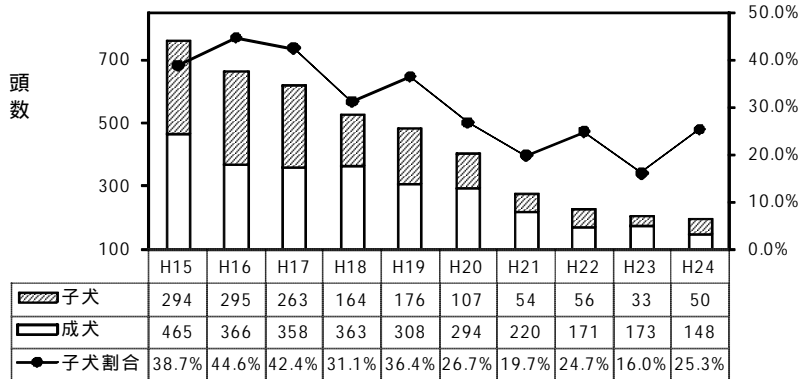


図7 猫引取り状況

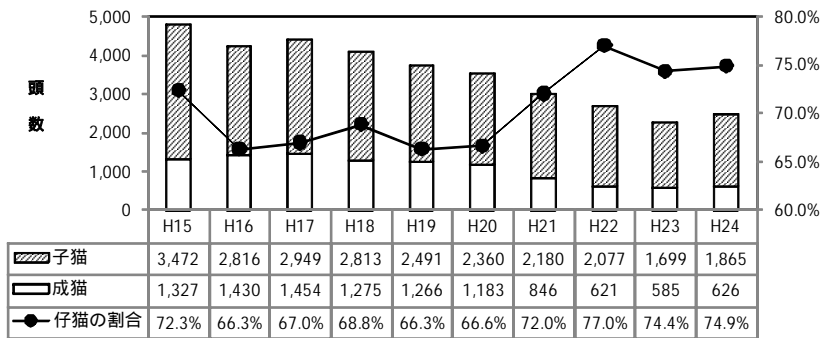


図8 飼主不明猫の状況

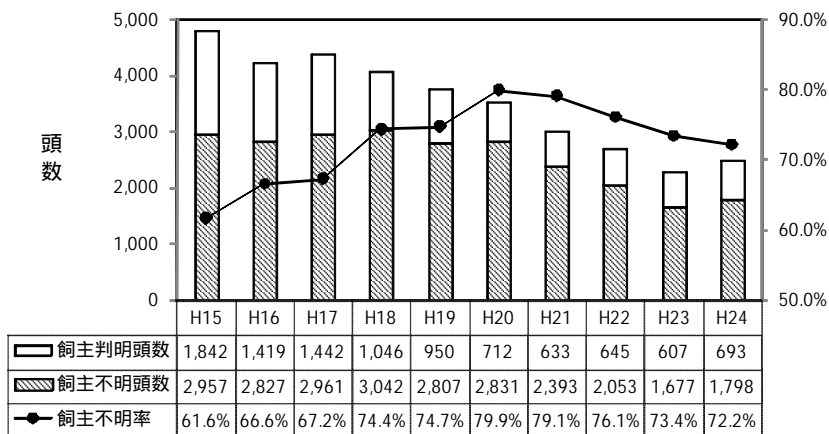


図9 成犬引取り理由(H22～23年度)

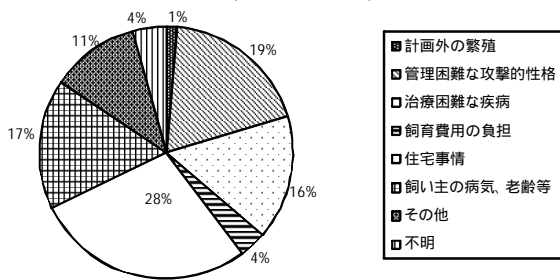


図10 子犬引取り理由(H22～23年度)

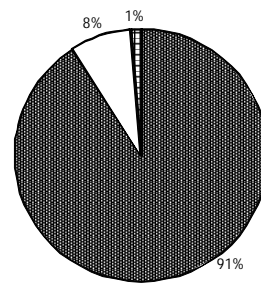


図11 成猫引取り理由(H22～23年度)

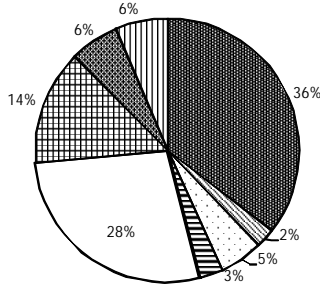
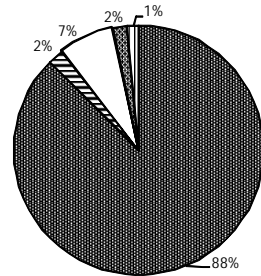


図12 子猫引取り理由(H22～23年度)



(4) 動物の返還・譲渡・致死処分

保健所では、徘徊犬を捕獲、負傷動物を保護した場合、市町村に公示を依頼するとともに、県公式ホームページでの公開等により飼い主への返還に努めています。また、飼い主が見つからなかった、または飼い主から引取られた犬猫については、犬猫の譲渡要領に基づく基準に適合するか診断を行ったうえで、希望者への譲渡を行っています。

犬の返還率は、平成11年の20%台から平成15年度に40%、平成19年度には50%を超え、平成24年度には68.5%に上昇しています。譲渡率も平成5年に成犬2.1%、子犬14.8%であったものが年々上昇し、子犬では平成21年度に90%を超え、平成24年度は100%でした。成犬においても平成20年度に30%を超え、平成24年度は74.5%でした。

猫の譲渡率は、平成11年度には1%未満であったものが、平成21年度には11.8%、平成24年度には30.4%と上昇傾向です。

犬に比べて猫の譲渡率が低い理由としては、飼い主や拾得者から引き取る猫の大半が生まれて間もない子猫のため、飼養管理が困難であり、譲渡できないことが上げられます。

また、引取り頭数が犬の10倍以上と多いこと、飼い主のいない猫が大半占めることも一因です。

返還・譲渡に至らなかった場合は、致死処分せざる得ません。犬の致死処分頭数は、ピーク時の昭和46年の17,416頭に対して、平成24年度は113頭と大幅に減少しています。

猫の致死処分頭数は平成17年度までは4,000頭を超え、平成18年度からは3,000頭台、平成21年度からは2,000頭台と減少傾向で、平成24年度1,792頭でした。

長野県における犬ねこ引取り・譲渡体系図

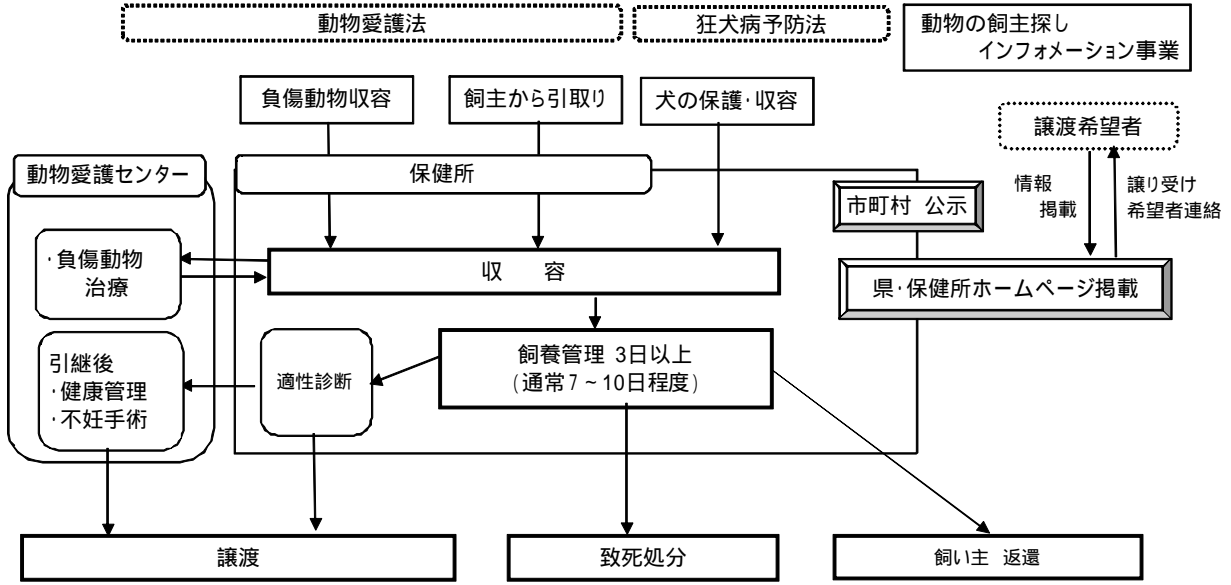


図13 犬返還状況

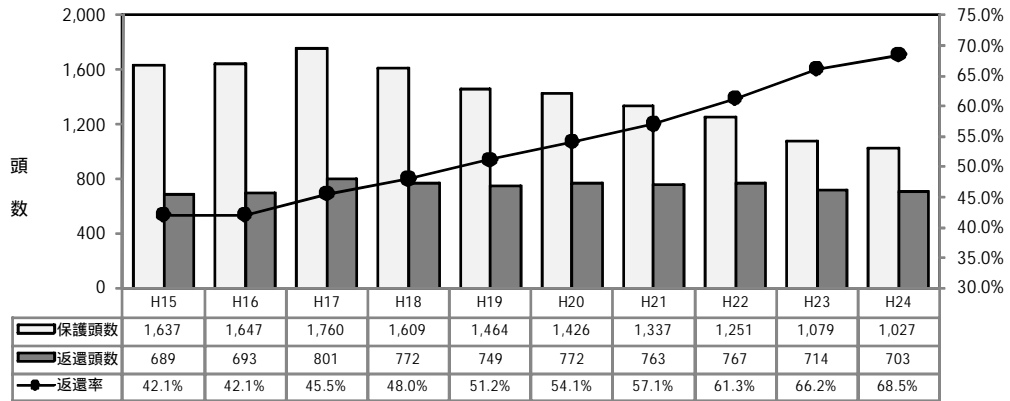


図14 譲渡状況 (成犬・子犬別)

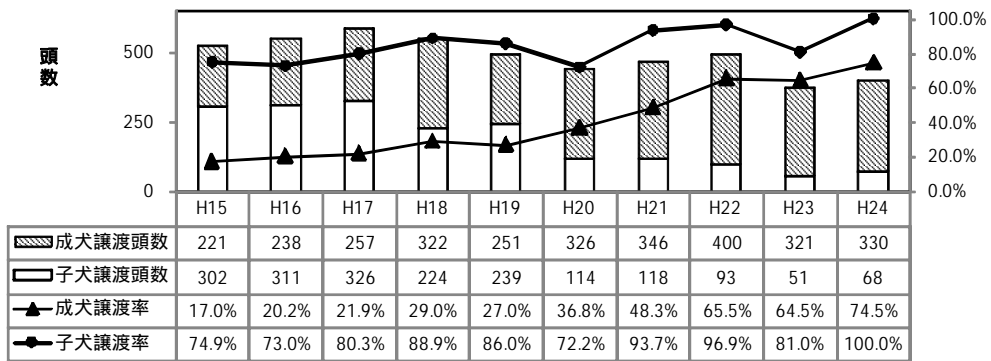


图15 譲渡状况 (成猫・子猫別)

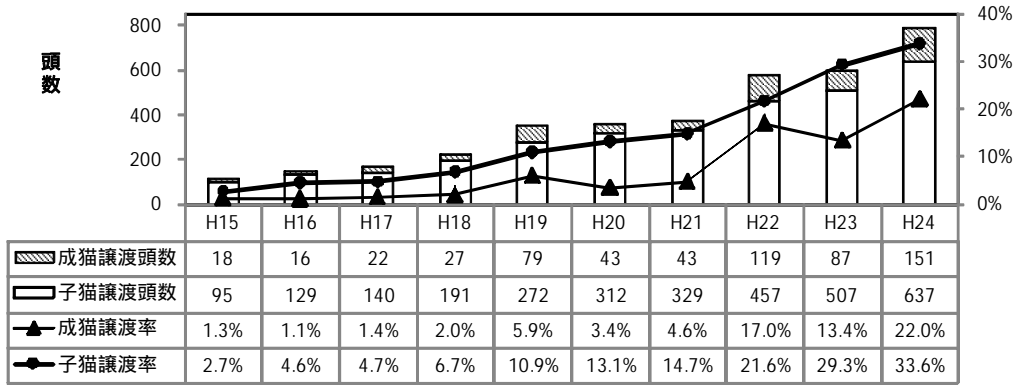


图16 犬致死処分状况

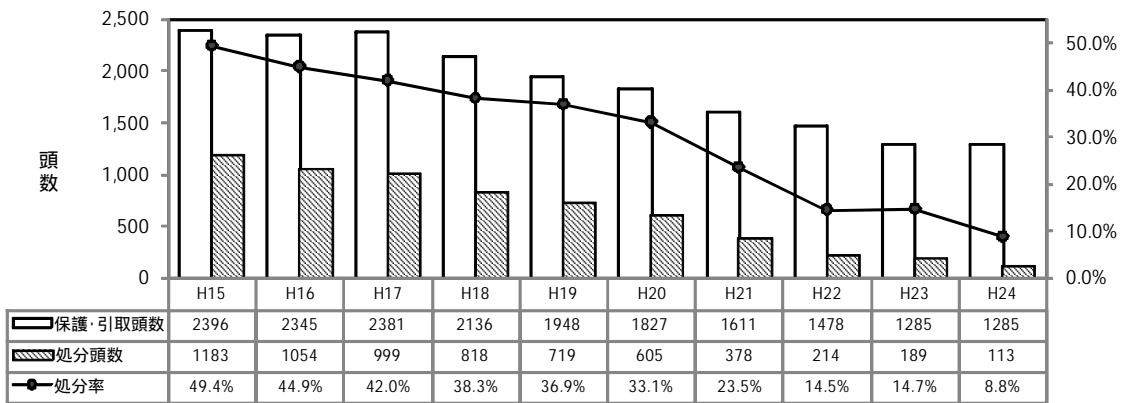
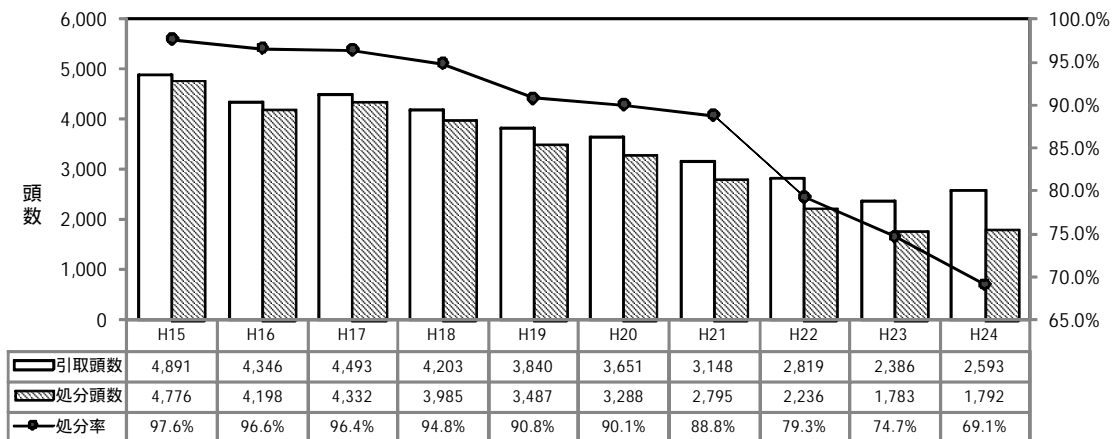


图17 猫致死処分状况

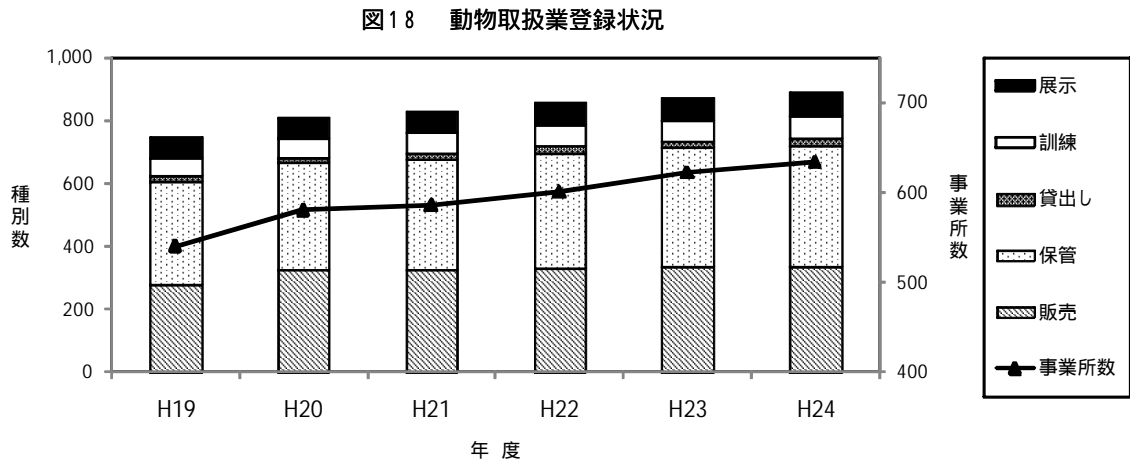


(5) 動物取扱業に対する指導

第一種動物取扱業者の事業所登録件数は増加傾向にあり、平成 24 年度末現在、887 件でした。平成 18 年 6 月に改正動物愛護管理法が施行され、登録対象業種が拡大されたことから、登録件数が増加しています。

県内の動物取扱業は、施設規模、形態等が広範多岐に渡っており、周辺住民から鳴き声等の苦情が発生し苦慮する事例もあることから、施設の維持管理や動物の販売、展示、管理方法の向上が課題となっています。

動物取扱業者に対しては、保健所が定期的に立入りし、監視指導を行っています。



(6) 動物愛護啓発事業

ア 犬のしつけ方教室の開催

長野県では、平成 4 年度より動物愛護会と協力して「犬のしつけ方教室」を開催し、犬の適正飼育管理の普及を図っています。犬のしつけ方を通じて適正な飼育管理を広く地域に普及するため、動物愛護会が認定する家庭犬インストラクターの協力を得て事業を推進しています。

表 2 犬のしつけ方教室(平成 24 年度)

延べ日数	受講者数
105 日	893 名

イ 動物の正しい飼い方普及月間の実施

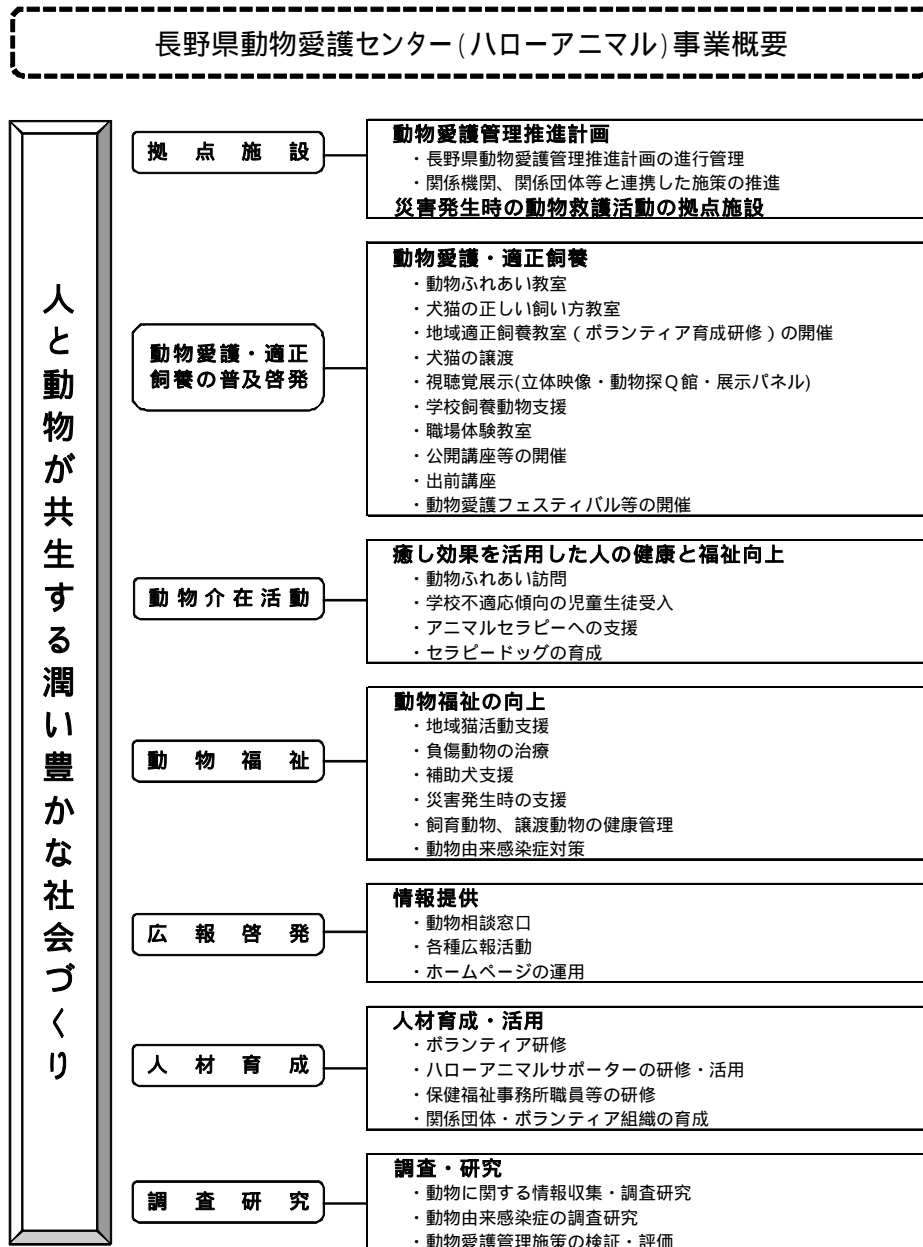
6 月 1 日～30 日までを「動物の正しい飼い方普及月間」とし、各種広報媒体を活用した普及啓発、各種研修会・教室の実施、動物取扱業・特定動物飼養施設の立入り指導等を実施しています。

ウ 動物愛護フェスティバルの開催

9 月 20 日～26 日の動物愛護週間の行事として、動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深め、動物との正しいかわり方を普及啓発することを目的として動物愛護フェスティバルを開催しています。動物愛護会・長野県・関係市町村・獣医師会で構成される実行委員会が主催し、平成元年から毎年 1 回開催しており、開催地は年度ごと県下を順番に行っています。

(7) 動物愛護センター（ハローアニマル）

動物愛護センターは、平成12年4月に開館以来、動物愛護の意識の高揚や適正な飼養管理の普及啓発や動物の持つ癒し効果を活用した人の心を育み、癒す活動の拠点施設として、動物のふれあい、訪問など各種活動を行っています。



(8) 飼い主のいない猫対策（地域猫活動）

地域猫活動とは、地域の住民が主体となって、飼い主のいない猫（野良猫）に対するえさやりやトイレ設置など衛生的な管理のルールを定め実施するとともに、これら猫の不妊去勢措置を行い、不要な繁殖を防いで、猫の命を全うさせ、野良猫の数と生活環境への被害を減らすことを目的とした活動です。

平成14年度から、長野県では、地域のボランティアの協力を得て松本市内6地域において「地域猫共生モデル事業」を実施し、一定の地域に生息する飼い主不明

の猫を、地域で作った「ルール」に沿って管理するとともに不妊去勢措置の実施することで、251頭が3年後には97頭に減少しました。

地域猫の寿命が3～4年程度と推察され、事業を3年程度行うことで有効な効果を得られました。

その後、長野県では、平成17年度から「地域猫活動支援事業」としてモデル地区を設定し、動物愛護会に地域猫搬送の業務を委託し、不妊去勢措置を動物愛護センターで実施するとともに、保健所ではボランティアの支援を行っています。

平成24年度において、活動は県内133地区に広がり、平成18年度以降13地区では猫の生息がなくなり、活動を停止しました。

犬と異なり、猫には登録制度や捕獲収容に関する規定がなく、猫による被害を受けていると考える人と、猫を保護しようという人の意識の隔たりが、地域における猫を巡る問題の解決を難しくしています。

地域猫活動の推進のため、双方の意見を聞き、隣組や常会などの自治組織とボランティアと行政の三者が信頼関係を築き、生活環境の向上のため、柔軟に対応することが大切です。

また、地域のサポーターとして十分に機能できるボランティアの育成を積極的に行っていく必要があります。

表3 地域猫活動支援事業（不妊去勢措置等）

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
措置頭数	59	60	60	60	68	63	72	442
内訳	23 36	22 38	23 37	31 29	30 38	28 35	24 48	181 261

(9) 動物愛護推進員等ボランティア活動

動物愛護推進員は、平成24年度に長野県知事から184名、長野市長から6名委嘱されました。長野県動物愛護推進員設置要綱では、動物の愛護と適正な飼養について住民への普及啓発や不妊去勢措置の助言等の業務を行うとされています。そのほか、動物のしつけ方教室の実施、地域猫対策の推進、譲渡等幅広い活動を行い、動物愛護活動の中心的な役割を果たしています。

動物愛護推進員の活動が、さらに多くの飼い主や住民に浸透することが望まれます。

また、動物愛護推進員が正しい知識や最新の情報を得るため、毎年、研修を行っていますが、新規の推進員に対し、知識・技術の啓発と資質の向上を図ることが課題です。

長野県動物愛護会が認定した家庭犬インストラクターは平成24年度226名であり、各地で開催される犬のしつけ方教室で指導的な活動をしています。

動物愛護センターのハローアニマルサポーターは、平成24年度102名登録されており、動物ふれあい教室、動物ふれあい訪問活動、譲渡会、各種イベント等にボランティアとして参加しています。

動物愛護会は、動物愛護センターに事務局を設置し、広域的な事業を展開するとともに、県内各地では保健所と協力し様々な活動を行っています。また、犬猫の譲渡や適正飼養等について、多くのボランティアが保健所と連携・協力していま

す。

表4 動物愛護推進員活動状況（平成24年度）

人員	活動内容（件）		
	適性飼育普及啓発活動	繁殖制限助言	譲渡活動
190名	6,451	3,425	1,970

長野県184名、長野市6名

(10) 災害発生時対策

平成18年7月に、岡谷市等で豪雨災害が発生した際、保健所にペット相談窓口を設置するとともに、動物愛護センター職員による被災ペットお助け隊を結成し、避難所を巡回しペットに関する相談・要望の対応を行いました。

また、平成23年3月に長野県北部を震源とする地震が発生した際には、保健所では数ヶ所の避難所を巡回し、飼養動物を同行して避難した住民を対象に、相談・要望に助言を行い、希望者から犬の一時預かりを行いました。

災害時には、ペットを連れて同行避難することが推奨されていることから、当分の間、飼い主と避難所で生活することが想定されます。避難所で他人に迷惑をかけないように、日頃から所有明示、必要なしつけなどに心掛けておく必要があります。また動物のストレスを最小限に抑えるために、ペットフードや動物用品等の準備、不妊去勢措置等を行っておくことが重要です。

平成23年12月に獣医師会、動物愛護会及び県とで、災害時における愛護動物の救護活動に関する協定を締結しました。県に本部を設置し、動物愛護センター等を被災動物及びボランティアの活動拠点とし、獣医師会、動物愛護会は被災動物の保護管理、負傷動物の応急処置等の活動をします。協定書に基づき、平成24年11月には、長野県災害時被災動物救護本部設置要綱を策定しました。

第3章 動物愛護管理推進計画の施策

1 推進計画の基本理念と施策体系

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、実験動物、産業動物、特定動物等であり、その施策の分野も、普及啓発、飼養管理、感染症予防、調査研究等、広範囲にわたっています。

このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点に立って、総合的かつ体系的に各種施策を推進していく必要があります。

(1) 基本理念

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

このような背景を踏まえ、基本理念を「人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現」と定めています。この理念は、人と同様に動物の命についてもその尊厳を守り、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指すものです。

(2) 施策の体系等

基本理念に基づき、基本目標を、「動物愛護の普及啓発の推進」と「適正な飼養管理の推進」に大別して施策体系を構成しています。

さらに、基本目標の「動物愛護の普及啓発の推進」では、主に県民を対象に、動物愛護意識の高揚、災害・感染症等の危機管理意識の啓発等について、その施策の方向を次の4つに分け、主な施策を示しています。

- 学校、地域、家庭における教育・広報活動
- ボランティアの育成・支援・連携
- 調査研究の推進・情報の提供
- 災害時対策の強化

また、「適正な飼養管理の推進」では、主に飼い主や動物取扱業者など動物を飼養している方を対象に、動物への責任・社会への責任、自主管理の推進について、その施策の方向を次の5つに分け、主な施策を示しています。

- 犬・猫の引取り頭数の減少
- 犬・猫の致死処分頭数の減少
- 所有明示の実施率の向上
- 危害・迷惑の防止
- 動物取扱業等の自主管理の推進

基 本 理 念

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

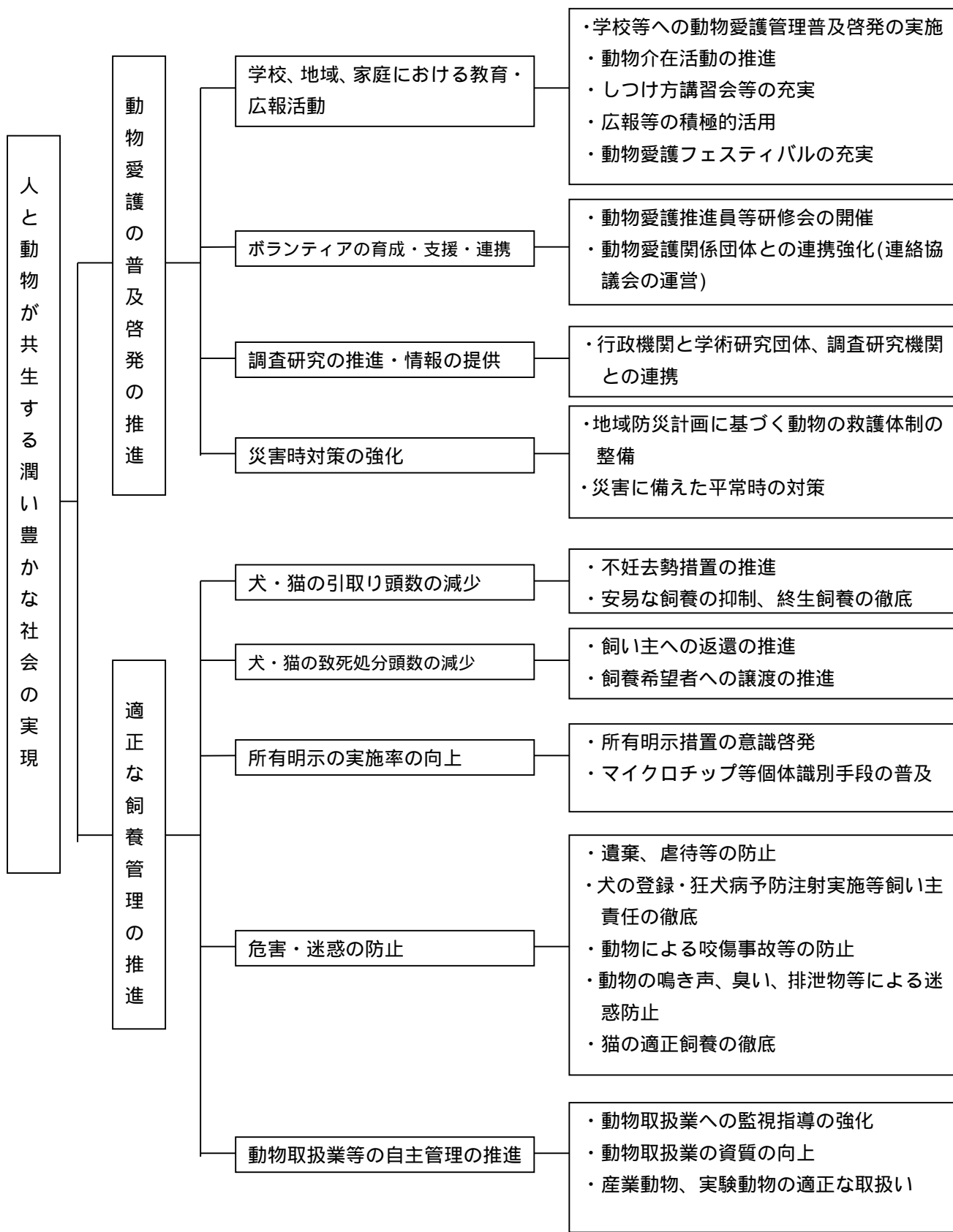
動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守ることにより、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

【理念】 【基本目標】

【施策の方向】

【主な施策】



「長野県動物愛護管理推進計画」の具体的な施策

動物愛護の普及啓発の推進

学校、地域、家庭における教育・広報活動

学校等への動物愛護管理普及啓発の実施

- ・ 学校飼養動物担当教職員研修会の開催
- ・ 学校飼養動物の適正な飼養に対する支援
- ・ 動物ふれあい教室等の実施
- ・ 学校不適応傾向の児童・生徒に対する動物ふれあい体験の実施(子どもサポート)

動物介在活動の推進

- ・ 社会福祉施設等の訪問活動の推進
- ・ アニマルセラピーの支援

しつけ方講習会等の充実

広報等の積極的活用

- ・ 市町村広報を積極的活用した情報提供及び啓発活動
- ・ 動物取扱業者等関係者による情報提供及び啓発活動

動物愛護フェスティバルの充実

ボランティアの育成

動物愛護推進員等研修会の開催

- ・ 動物愛護推進員研修会の開催
- ・ 動物愛護センターハローアニマルサポーター研修会の開催
- ・ 動物愛護管理担当職員研修会の開催
- ・ ボランティアの育成・支援・連携

動物愛護関係団体等との連携強化

- ・ 長野県動物愛護管理推進連絡協議会における検討

調査研究の推進、情報の提供

行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携

- ・ 行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携の強化
- ・ 動物由来感染症等の情報提供
- ・ 動物由来感染症発生時の体制整備

災害時対策の強化

地域防災計画に基づく動物の救護体制の整備

- ・ 動物の救護体制の整備
- ・ 災害時動物対応マニュアルの作成と市町村における災害時対策への取組の促進

災害に備えた平常時の対策

- ・ 動物の飼い主への対策
- ・ 特定動物の飼い主への対策
- ・ 第一種、第二種動物取扱業者への対策



人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

適正な飼養管理の推進

犬・猫の引取り頭数の減少

不妊去勢措置の推進

- ・ 不妊去勢措置の普及啓発
- ・ 譲渡される犬・猫の不妊去勢措置の推進
- ・ 引き取った子犬・子猫の親犬・親猫への不妊去勢措置の推進

安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底

- ・ 譲渡時の事前講習会の開催
- ・ 販売時の対面説明の徹底

犬・猫の致死処分頭数の減少

飼い主への返還の推進

- ・ 飼い主に返還するための体制強化
- ・ 動物の行方不明時の飼い主対応

飼養希望者への譲渡の推進

- ・ 譲渡制度の普及啓発
- ・ 成犬・成猫の譲渡の推進

所有明示の実施率の向上

所有明示措置の意識啓発

マイクロチップ等個体識別手段の普及

動物取扱業等の自主管理の推進

動物取扱業への監視指導の強化

- ・ 第一種動物取扱業への監視指導
- ・ 動物取扱責任者への指導
- ・ 第二種動物取扱業の届出

動物取扱業の資質の向上

- ・ 自主管理の推進
- ・ 模範的な動物取扱業者の育成策の検討

産業動物、実験動物の適正な取扱い

- ・ 畜産業者等への普及啓発
- ・ 実験動物施設への普及啓発

危害・迷惑の防止

遺棄、虐待等の防止

- ・ 遺棄、虐待等防止の周知
- ・ 動物の遺棄、虐待等への対応
- ・ 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

登録・狂犬病予防注射実施等飼い主責任の徹底

- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の必要性の周知
- ・ 飼い主に対する利便性の向上

動物による咬傷事故等の防止

- ・ 犬の咬傷事故の未然防止の徹底
- ・ 被害防止のための普及啓発

動物の鳴き声、臭い、排泄物等による迷惑防止

- ・ 飼養管理を指導する専門体制の整備
- ・ 犬の糞の放置防止の徹底
- ・ 多頭飼養による問題への対応
- ・ 集合住宅における動物の適正飼養の推進

猫の適正飼養の徹底

- ・ 猫の適正飼養の啓発
- ・ 地域猫活動の普及、助言

2 推進計画の具体的な施策

(1) 動物愛護の普及啓発の推進

【施策の方向】

学校、地域、家庭における教育・広報活動

最近、生活の質的豊かさを求める中で、動物の生命の尊厳を考えたり、伴侶として共に暮らす傾向がみられます。特に子どもたちが心豊かに育つ上で、成長発達の早い段階から動物にふれあうことや、正しく飼養することの経験が重要であるといわれています。

また、多くの研究データにより、精神的な支えや障害に対するリハビリに効果があることも実証されています。

このような状況において、行政、獣医師会、業界団体、動物愛護団体等関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められています。

【施策1】 学校等への動物愛護管理普及啓発の実施

学校飼養動物担当教職員研修会の開催

県では、学校で飼養されている動物の飼養環境の改善と動物愛護教育の積極的な取組を図るため、教育委員会及び獣医師会と協働し、学校教職員等を対象として動物の適正飼養や動物由来感染症に関する研修を実施していきます。

学校飼養動物の適正な飼養に対する支援

学校で動物を飼養することは、子どもたちの情操を育む上で重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆に誤った動物との接し方を覚えてしまうという弊害があります。

このため、動物愛護センターでは、保健所、教育委員会、獣医師会、動物愛護会等と連携して、支援を希望する学校に出向き、動物の飼養管理や健康状況を把握しながら適切な助言等を行っていきます。

動物ふれあい教室等の実施

動物愛護センターでは、動物への優しい気持ちと正しい飼い方の普及啓発を図るため、幼児・小学生を対象とした「動物ふれあい教室」、中学生・高校生を対象とした「体験教室」を実施していきます。

また、動物愛護センターに来館できない保育所、幼稚園、学校等には、「動物ふれあい訪問教室」を実施していきます。

学校不適応傾向の児童・生徒に対する動物ふれあい体験の実施（子どもサポート）

動物愛護センターでは、教育委員会等と連携して、ひきこもりや学校になじめない児童・生徒を対象に、動物の世話やしつけ、ふれあい、散歩体験等を通じて、自信の回復等に向けた自立支援を行っていきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
教職員研修会の開催		研修会の実施				→
学校飼養動物の支援		支援事業の実施				→
動物ふれあい教室の実施		ふれあい教室等の実施				→
学校不適応傾向児童・生徒に対する動物ふれあい体験の実施		学校不適応傾向児童・生徒動物ふれあい体験の実施				→

【施策2】 動物介在活動の推進

社会福祉施設等の訪問活動の推進

動物愛護センターでは、社会福祉施設、病院等の利用者が生活に潤いを感じることができるよう、ボランティアと共に、動物の訪問活動を実施していきます。

また、訪問活動に参加する動物を育成するため、参加する動物の健康管理等相談や適性診断を行い、民間活力による動物の訪問活動を推進していきます。

アニマルセラピーの支援

動物愛護センターでは、動物の癒し効果を心身症の治療や発達障害の療育に応用するため、医療機関及び医師と連携して、アニマルセラピーの実施場所として施設を活用し、支援していきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
社会福祉施設等の訪問活動の推進		訪問活動の実施				→
アニマルセラピーの支援		アニマルセラピーの支援				→

【施策3】 しつけ方講習会等の充実

犬のしつけ方教室の開催及び充実強化

犬の適正な飼養、基本的なしつけ、飼い主のマナーなどを広く啓発するため、動物愛護推進員、家庭犬インストラクター等ボランティアを中心に飼い主を対象とした犬のしつけ方講習会を、各地域において定期的の実施するとともに、講習内容も対象者のレベルや動物の成長に合わせたものに充実していきます。

また、動物愛護会と協働して、犬のしつけ方講習会に参加する指導者のための研修会を実施していきます。

猫の飼い方教室の開催

猫の適正な飼養管理のため、猫の習性、生理、適正飼養、飼い主のマナー、室内飼養、不妊去勢措置等について啓発するため、県内各地で猫の飼い方教室を開催していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
犬のしつけ方教室の開催、充実強化		犬のしつけ方教室の開催、講習内容の充実				→
指導者育成研修会の開催		指導者育成研修会の開催				→
猫の飼い方教室の開催		猫の飼い方教室の開催				→

【施策4】 広報等の積極的活用

市町村広報を積極的活用した情報提供及び啓発活動

地域、家庭における動物愛護管理に係る普及啓発を推進するため、市町村の広報紙や公式ホームページを通じ、情報提供や啓発活動を積極的に行っていきます。

動物取扱業者等関係者による情報提供及び啓発活動

飼い主に対して、動物の購入、治療、相談時等に、動物取扱業者、開業獣医師、動物愛護推進員等を通じ、情報提供や啓発活動を積極的に行っていきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
市町村広報の活用		市町村広報の活用				→
動物取扱業者等関係者による啓発		動物取扱業者等関係者による啓発				→

【施策5】 動物愛護フェスティバルの充実

動物愛護フェスティバルの充実

動物愛護精神が地域に根ざし普及するよう、動物愛護会、獣医師会、行政機関で組織する動物愛護フェスティバル実行委員会により、動物愛護フェスティバルを、動物愛護週間中に毎年県下を巡回して開催していきます。

また、動物の愛護及び管理に関する活動が、県民に理解され共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができるよう、開催内容を充実していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
動物愛護フェスティバ ルの充実	動物愛護フェスティバルを県下で開催					→

【施策の方向】

ボランティアの育成・支援・連携

動物介在活動、地域猫活動、犬猫の譲渡、災害時の動物救護活動等様々な施策を推進するためには、動物愛護関係者が動物愛護に関する知識・技術や情報を共有して活動できる体制の整備やボランティアの育成が求められています。

【施策6】 動物愛護推進員等研修会の開催

動物愛護推進員研修会の開催

県及び長野市は、動物愛護推進員を対象に、地域における普及啓発や広報活動に必要な知識や技術の習得と資質の向上を図るため、情報提供や研修会を開催していきます。

また、動物愛護推進員活動に対する県民の理解を高め、動物愛護推進員が地域で活動しやすくなるように、広報紙等を活用して動物愛護推進員の存在を広く周知していきます。

動物愛護センターサポーター研修会の開催

動物愛護センターは、事業に協力するサポーターに対して、知識や技術の習得と資質の向上を図るため研修会を開催していきます。

また、サポーターはセンター事業に協力するとともに、地域における普及啓発を推進していきます。

動物愛護管理担当職員研修会の開催

県は、保健所、市町村等の担当職員を対象に、知識や技術の習得と資質の向上を図るため、研修会を開催していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
動物愛護推進員研修会の開催		研修会の実施				→
動物愛護センターサポーター研修会の開催		研修会の実施				→
動物愛護管理担当職員研修会の開催		研修会の実施				→

【施策6 - 2】 ボランティアの支援・連携

ボランティアの支援・連携

犬猫の譲渡、地域猫活動、災害時の被災動物の保護、救護動物の飼養等においてボランティアの協力は欠かせません。

動物愛護意識の向上と適正飼養の普及啓発のため、引き続き、動物愛護会等と連携を図るとともに、各地で活動するボランティア等に対する支援、連携を行っていきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
ボランティアの支援・ 連携			支援、連携			

【施策7】 動物愛護関係団体等との連携強化(連絡協議会の設置)

連絡協議会における検討

動物愛護管理推進計画を円滑に推進していくため、獣医師会、動物愛護団体、市町村等で構成する連絡協議会を設置し、推進計画を推進するための効果的な対策について検討していきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
連絡協議会における検 討	協議会の設立・運営		協議会の運営			

【施策の方向】

調査研究の推進及び情報の提供

動物由来感染症等の発生時において、飼い主と動物そして県民の安全を確保するため、動物由来感染症等の調査研究を進めるとともに、飼い主や県民に対して情報の提供を行うなど、発生に備えて平常時から万全の対策を講じておく必要があります。

【施策 8】 行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携

行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携の強化

教育関係等行政機関、学術研究団体、調査研究機関と連携して、動物の愛護管理と動物由来感染症に関して幅広く調査研究を行い、施策に反映させていきます。

動物由来感染症等の情報提供

県は、感染症が発生した場合に知識不足による不安や混乱を防止するため、県民に対し、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して、パンフレット、ホームページ等による普及啓発を強化するとともに、開業獣医師や動物取扱業者を通じて、飼い主に周知を図っていきます。

動物由来感染症発生時の体制整備

県は、感染症発生時に迅速に対応できるよう、狂犬病発生時の対応マニュアルを順次見直し、動物由来感染症の発生時に飼養動物の検査が円滑に行えるよう、検査体制を整備し、関係機関と連携した危機管理体制の強化を図っていきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
行政機関と学術研究団体、調査研究機関との連携の強化	関係機関との連携強化					
動物由来感染症等の情報提供	パンフレットの作成、ホームページに掲載					
動物由来感染症発生等の体制整備	狂犬病対応マニュアルの見直し、検査体制整備					

【施策の方向】
災害時対策の強化

阪神・淡路大震災を契機に、災害に対する新たな取組が始まり、被災した動物に対する災害時救護活動に取り組んできました。

しかし、東日本大震災では、関係機関等の連携が十分でない事例もあり、関係機関等の連携協力の下、迅速・安全かつ適切な措置が取られるよう、地域性や災害の種類に応じた体制の整備が求められています。

【施策 9】 地域防災計画に基づく動物の救護体制の整備

動物の救護体制の整備

平成 23 年 12 月に獣医師会、動物愛護会、県は、「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を締結し、平成 24 年 11 月に「災害時被災動物救護本部設置要綱」を規定しました。災害発生時における被災動物の救護活動については、行政と民間組織が有機的に連携して活動する必要があり、連絡協議会において、動物の救護体制の整備・拡充を進めていきます。

災害時動物対応マニュアルの作成と市町村における災害時対策へ取組の促進

災害発生時に、避難所に飼い主が連れて来た動物や、住民が避難した後、地域に残された動物への対応が的確に行われるよう、連絡協議会において災害時動物対応マニュアルを作成します。

また、市町村地域防災に県地域防災計画に準じた災害時対策を規定するとともに、地域防災計画及び災害時動物対応マニュアルに基づく取組が促進されるよう、支援していきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0 以降
動物の救護体制の整備	救護本部等規定		救護体制の整備、拡充			
災害時動物対応マニュアル作成、市町村における災害時対策への取組の促進	マニュアルの作成		市町村等へのマニュアルの周知			

【施策 10】 災害に備えた平常時の対策

動物の飼い主への対策

飼い主が犬猫等飼養動物と同行避難する場合を想定し、避難時に適切な飼養管理ができるよう必要なしつけ、ワクチン接種、不妊去勢措置、逸走防止等を行うこと、万が一逸走した場合の保護や救護を円滑に進めるため所有明示を行うことなど、災害に対し備えておくべき事項について、行政機関の広報紙やホームページ、また開業獣医師、動物取扱業者等を通じて周知していきます。

特定動物の飼い主への対策

保健所は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時における特定動物の逸走防止を図るため、施設監視の際に飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置及び逸走時の緊急対応に関して指導していきます。

動物取扱業者への対策

保健所は、第一種、第二種動物取扱業者に対して、災害発生時における動物の健康、安全の確保及び人の生命・身体・財産に対する侵害防止を図るため、平常時から職員間の連絡体制、動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法等の対策を自主的に講じるよう指導していきます。

犬猫等販売業者には、販売時に所有明示、しつけ等購入者に説明するよう研修会等において指導していきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
動物の飼い主への対策	← 広報内容の検討 →		飼い主への周知			
特定動物の飼い主への対策	災害時対策の指導					
第一種、第二種動物取扱業者への対策	災害時対策、犬猫等販売時説明の指導					

(2) 適正な飼養管理の推進

【施策の方向】

犬・猫の引取り頭数の減少

動物愛護管理法に基づく犬・猫の引取り制度は、やむを得ない理由で飼養できなくなった際に、飼い主自らが適正に飼養できる方に譲渡するよう最大限努力し、その結果として新たな飼い主を探せなかった場合に限る措置です。

こうした制度本来の趣旨を正しく理解させ、犬・猫の引取り頭数を減少させていく必要があります。

そのためには、飼い主や県民に対し、安易な飼養を抑えて、終生飼養の徹底及び繁殖制限を啓発していくことが大切となります。

【施策 11】 不妊去勢措置の推進

不妊去勢措置の普及啓発

保健所、市町村、獣医師会等は、飼い主に対して、望ましくない繁殖を防止するため、開業獣医師と連携して、動物病院、狂犬病予防注射会場、ペットショップ等において、みだりに繁殖して適正に飼養することが困難にならないよう不妊去勢措置を行うよう助言するなど、その普及啓発を図っていきます。

譲渡される犬・猫の不妊去勢措置の推進

動物愛護センターでは、犬及び猫に不妊手術（不妊去勢措置）を施した上で、譲渡を行い、繁殖制限の必要性を普及啓発しています。

保健所では、平成 24 年 11 月に改正された「保健所における犬及び猫の譲渡要領」に基づき、新たな飼い主に対して譲渡する際には、原則として不妊措置（不妊去勢措置）を行うことを遵守事項とし、譲渡後の確認指導を行っていきます。

引き取った子犬・子猫の親犬・親猫への不妊去勢措置の推進

保健所で子犬又は子猫を引き取る場合は、当該子犬又は子猫の親犬又は親猫の不妊去勢措置をするよう、当該飼い主に指示し、引取りを繰り返さないよう指導します。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
不妊去勢措置の普及啓発			普及啓発の実施			
譲渡される犬・猫の不妊去勢措置の推進	←	→	譲渡動物の不妊去勢措置の実施			
引き取った子犬・子猫の親犬・親猫への不妊去勢措置の推進指示			飼い主への指示・指導			

【施策 12】 安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底

譲渡時の事前講習会の開催

動物愛護センターから動物を譲渡する際は、新たな飼い主に対して、事前講習会等を通じ安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底を周知していきます。

また、保健所で譲渡する場合も、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底を周知していきます。

販売時の対面説明の徹底

保健所は、第一種動物取扱業者が購入者に対して法令に基づく説明を行う際に、終生飼養の責務、飼養するための費用、問題行動の可能性等動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明するよう指導を徹底していきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
譲渡時の事前講習会の開催			事前講習会の実施			
販売時の対面説明の徹底			動物取扱業者への指導の徹底			

達成指標

項 目	平成 18 年度 (基準)	平成 35 年度 (目標)	設 定 根 拠
犬の引取り数	5 2 7 頭	1 5 0 頭	7 0 % 減少を目指します。
猫の引取り数	4 , 0 8 8 頭	1 , 2 0 0 頭	7 0 % 減少を目指します。

【施策の方向】

犬・猫の致死処分頭数の減少

犬では致死処分頭数が平成 18 年度 818 頭から平成 24 年度 113 頭と大幅に減少しているものの、猫については、平成 18 年度 3,985 頭から平成 24 年度 1,792 頭と半数以下にはなりましたが、依然として多くの猫が処分されています。引取り頭数を減らすことはもちろんですが、飼い主への返還や希望者への譲渡を増やすことにより、不幸な犬・猫をさらに減らしていく必要があります。

【施策 13】 飼い主への返還の推進

飼い主に返還するための体制強化

保健所で保護した犬及び猫については、県及び保健所のホームページ「動物の飼い主探しインフォメーション（迷い犬情報）」に公開するとともに、市町村と情報を共有し、確実に飼い主に返還できるよう体制を強化していきます。

動物の行方不明時の飼い主対応

飼い主に対して、行方不明の際は速やかに保健所等へ連絡するとともに、県のホームページの「動物の飼い主探しインフォメーション」でも確認できる旨を市町村の広報紙等により普及啓発していきます。

また、保健所では、動物の返還に際して、飼い主に対し逸走防止及び所有明示の徹底を指導し、マイクロチップを普及啓発していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
飼い主に返還するための体制強化	ホームページへの公開、市町村との情報共有					→
動物の行方不明時の飼い主対応	広報等による行方不明時の連絡の周知、所有明示指導					→

【施策 14】 飼養希望者への譲渡の推進

譲渡制度の普及啓発

譲渡を継続的に推進していくためには、新たに飼い主になる方が、動物の入手先として動物愛護センター、保健所及び譲渡事業を行う団体等を選択することが、ごく普通に行われるような社会を形成していくことが必要です。

このため、動物愛護センター、保健所等のホームページ「動物の飼い主探しインフォメーション（譲渡希望情報）」を活用して、譲渡制度の認知度を高め、実施していきます。

成犬・成猫の譲渡の推進

動物愛護センターでは、犬・猫の譲渡会を定期的を開催するとともに、成犬・成猫の譲渡を積極的に行って行きます。保健所においても、譲渡に適性があるかを判定し

た上で、動物愛護団体等の協力を得るなどして、成犬・成猫を希望する方に譲渡をしていきます。

幼齢動物の継続飼養による譲渡の推進

親から早く離された幼齢の犬や猫は、病気への抵抗性が弱く、社会性の獲得が難しい場合が多いと言われることから、保健所では、飼い主が一定期間飼養し自ら譲渡先を探す努力を促し、ボランティア等との協力を助言し、新たな譲渡を推進します。

年 度	~ 25	26	27	28	29	30以降
譲渡制度の普及啓発	普及方法の検討		譲渡制度の普及啓発実施			
成犬・成猫の譲渡の推進	成犬・成猫の譲渡の推進					
幼齢動物の継続飼養による譲渡の推進	引取り時の飼い主指導と譲渡の推進					

達成指標

項 目	平成 18 年度 (基準)	平成 35 年度 (目標)	設 定 根 拠
犬の返還率	48.0%	80%	毎年約2%増加を目指します。
犬の譲渡率	40.0%	80%	毎年2%以上増加を目指します。
猫の譲渡率	5.2%	40%	毎年約2%増加を目指します。

【施策の方向】

所有明示の実施率の向上

所有明示については、犬には法的な義務付けがありますが、まだまだ徹底しているとは言い難い状況にあります。

飼い主の当然の責任として、当たり前のように所有明示が行える環境づくりを目指して取り組む必要があります。

【施策 15】 所有明示措置の意識啓発

所有明示措置の意識啓発

飼い主を明らかにし、迷い犬・猫を速やかに飼い主に返還できるよう、個体識別措置の普及啓発を検討するとともに、犬の鑑札、狂犬病予防注射済票の装着を狂犬病予防注射会場、動物病院や市町村等の広報紙を通じて周知徹底していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0 以降
所有明示措置の意識啓発	啓発方法の検討		意識啓発の実施			

【施策 16】 マイクロチップ等個体識別手段の普及

マイクロチップ等の普及

マイクロチップ等による個体識別措置により災害発生等における行方不明時の返還が確実にできることなど、その有効性について動物愛護フェスティバル、しつけ方教室、動物愛護センターで譲渡する犬猫にマイクロチップを装着すること等を通じて啓発していきます。

また、マイクロチップリーダーの配備については、獣医師会と協働し、動物病院、市町村等関係機関への普及を図っていきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0 以降
マイクロチップ等の普及	普及方法の検討		普及啓発の実施			

【施策 18】 犬の登録・狂犬病予防注射実施等飼い主責任の徹底

犬の登録・狂犬病予防注射の必要性の周知

アジア諸国など世界中で狂犬病が発生しており、飼い主をはじめ多くの県民が狂犬病についての理解を深めることが重要です。飼い主の責務として犬の登録・狂犬病予防注射実施が確実に行われるよう、飼い主に対して、動物取扱業者による販売時における事前説明や動物病院、集合注射時における啓発チラシの配布を通じて周知していきます。

また、県民に対しても、市町村、獣医師会、保健所等関係機関の広報紙やホームページを通じて周知していきます。

飼い主に対する利便性の向上

市町村、獣医師会、保健所による狂犬病予防注射実施打合せ連絡会議等を開催し、犬の狂犬病予防注射の集合注射の日程等について飼い主の利便性が図られるよう、引き続き検討していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
犬の登録・狂犬病予防注射の必要性の周知	周知方法の検討		啓発チラシの作成、意識啓発の実施			
飼い主に対する利便性の向上	狂犬病予防注射実施打合せ連絡会議で利便性の検討					

達成指標

項 目	平成 18 年度 (基準)	平成 24 年度	平成 35 年度 (目標)	設 定 根 拠
犬の狂犬病予防注射実施率	95.0%	93.6%	97.0%	18年から0.1%増加を目指します。 24年から0.3%増加を目指します。

【施策 19】 動物による咬傷事故等の防止

犬の咬傷事故の未然防止の徹底

県は、犬の咬傷事故に伴う飼い主責任について認識を深めるため、大事故の事例や事故を未然に防ぐ「しつけ方法」を盛り込んだ飼い主にわかりやすいテキストを作成し、動物愛護推進員等による助言やしつけ方教室などでの活用を図っていきます。

被害防止のための普及啓発

犬による咬傷事故の被害者は子どもたちが多くことから、動物愛護センターで実施する保育所、幼稚園、学校等への動物ふれあい訪問教室等を通じて、犬の習性を正しく理解し、被害に遭わないよう啓発していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
犬の咬傷事故の未然防止の徹底	← テキストの作成 →		普及啓発の実施			
被害防止のための普及啓発		動物ふれあい教室での普及啓発の実施				

【施策 20】 動物の鳴き声、臭い、排泄物等による迷惑防止

飼養管理指導に対する支援

最近、悪質な苦情事例が発生し苦慮するケースがあることから、動物愛護センターが保健所に対して飼養管理、健康管理等を技術的に支援していきます。

また、動物愛護推進員等ボランティアと連携し、総合的かつ効果的な改善指導ができるような体制を構築していきます。

犬の糞の放置防止の徹底

犬の糞の放置防止については、市町村の条例で規制しているところもありますが、徹底していくためには、飼い主のマナーの向上が不可欠です。

飼い犬の糞は、飼い主が責任をもって持ち帰ることが地域として定着するように、動物愛護団体等が実施している糞の持ち帰り袋の配布、清掃活動、犬の公衆トイレの設置等を市町村と連携し支援していきます。

多頭飼養による問題への対応

条例に基づく多頭飼養の届出が規定されており、保健所は、動物の鳴き声、臭い等の苦情が発生しないよう助言を行い、必要に応じて飼養頭数の減少など適正に管理するよう改善措置について指導していきます。

集合住宅における動物の適正飼養の推進

動物飼養が可能な集合住宅が増加していることから、鳴き声、臭い、衛生管理等の問題が顕在化する傾向にあります。県は、集合住宅における飼い主責任の徹底を図るため、「集合住宅における動物飼養ガイドライン」を作成し、集合住宅販売会社等に提供していきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
飼養管理指導に対する支援			技術的、専門的支援等			
犬の糞の放置防止の徹底			動物愛護団体等への支援			
多頭飼養による問題への対応	条例制定		助言、指導			
集合住宅における動物の適正飼養の推進		ガイドラインの作成	集合住宅販売会社等への提供			

【施策 21】 猫の適正飼養の徹底

猫の適正飼養の啓発

猫の飼い主や猫の飼養を希望する人には、猫の飼養管理の三原則である「室内飼養」「不妊去勢措置の実施」「個体標識の装着」の徹底を図るため、市町村等と連携して、広報紙、飼い方講習等により普及啓発していきます。

また、県は、飼い主のいない猫の適正管理の在り方等を引き続き検討し、動物の愛護と管理の両立を目指したガイドラインを作成していきます。

地域猫活動の普及

地域猫活動は、外猫（野良猫）への無責任なエサやりや不要な繁殖を防ぎ、地域に生息する飼い主のいない猫の適正管理についてボランティアが実施しているものです。この活動を定着させ、地域への普及を図るため、今後も支援体制を充実していきます。

地域猫活動支援事業として、動物愛護センターでは不妊去勢措置を行い、センターまでの搬送を動物愛護会に委託しています。保健所は、地域猫活動が単なるエサやりと誤解され、地域で対立を招かないよう、市町村等と協力して地域猫活動の有効性について地域住民の理解を得るための広報及び活動計画や実施について支援をしていきます。

年 度	～ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
猫の適正飼養の啓発		ガイドラインの作成		普及啓発の実施		
地域猫活動の普及			普及啓発の実施			

【施策の方向】

動物取扱業等の自主管理の推進

動物取扱業においては、平成 18 年 6 月から届出制から登録制になり、業界全体の資質の向上が求められています。平成 25 年 9 月から第一種動物取扱業と名称が変更され、販売時に動物の現状について直接見せること、対面説明、犬猫等販売業幼齢動物の繁殖業者から引渡しや展示の禁止、健康安全計画策定など規制が強化されました。また、動物愛護団体の譲渡活動など営利性のない第二種動物取扱業の届出が規定されました。動物取扱業の自主管理の推進のため、保健所では監視指導の強化をしていきます。

【施策 22】 動物取扱業への監視指導の強化

第一種動物取扱業への監視指導

保健所は、動物取扱業者(インターネットによる販売を含む。)に対して、標識等の掲示、犬猫等販売業の健康安全計画の作成・遵守、販売時における終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養費用、問題行動の可能性等の対面説明を適切に行うよう立入検査等実施し、指導を徹底していきます。

動物取扱責任者への指導

県、保健所等は、動物取扱責任者に対して、法令や動物の取扱いに関する最新の情報を提供し、遵守基準について指導するとともに、動物取扱責任者研修会の講義内容の充実を図っていきます。

第二種動物取扱業の届出

知事への届出制が規定されたことから、この制度の着実な運用を図るとともに、立入検査等実施し、適正な飼養管理等の指導を行っていきます。

年 度	~ 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0以降
第一種動物取扱業への監視指導		監視指導の実施				→
動物取扱責任者への指導		研修会の実施				→
第二種動物取扱業の届出		届出に基づく監視指導の実施				→

【施策 23】 動物取扱業の資質の向上

自主管理の推進

動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、動物取扱業者に法令遵守と社会的責務への自覚を促し、自主管理の推進を図るため、業種ごとの自主管理点検票を作成し、保健所は、立入検査を通じて点検票の活用による自主管理の実施を指導していきます。

模範的な動物取扱業者の育成策の検討

動物愛護の観点から、業界全体の資質の向上が図れるよう、連絡協議会において模範的な動物取扱業者の育成策を検討していきます。

年 度	~ 25	26	27	28	29	30以降
自主管理の推進	← 実態把握 →		点検票の作成 業界との調整	← 試行・検証 →		本格実施
模範的な動物取扱業者の育成策の検討	← 実態把握 →		育成策の検討	← 育成策の試行 →		本格実施

【施策 24】 産業動物及び実験動物の適正な取扱い

畜産業者等への普及啓発

保健所は、農政部等関係機関と連携して畜産業者、養鶏業者等に対して、産業動物の飼養及び保管に関する基準及びアニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針に基づき、産業動物の生理、生態、習性等に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関して普及啓発を行っていきます。

また、災害時における取扱いについて関係機関と検討していきます。

実験動物施設への普及啓発

保健所等は、大学、研究機関等の施設に対して、犬の登録等の義務、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」(代替法の活用：Replacement、使用数の制限：Reduction、苦痛の軽減：Refinement)等の普及啓発を行っていきます。

年 度	~ 25	26	27	28	29	30以降
畜産業者等への普及啓発	← 普及啓発の実施 →					
実験動物施設への普及啓発	← 普及啓発の実施 →					

【用語の解説】

用語	説明
動物愛護推進員	知事又は長野市長から委嘱を受け、ボランティアとして地域で動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡のあっせんなどの活動を行う。
動物愛護センター サポーター	動物愛護センターに登録し、同センターの事業に協力し地域における普及啓発活動を行うボランティアをいう。
家庭犬インストラクター	長野県動物愛護会員で支部が実施する「しつけ方教室」を修了後、家庭犬インストラクター認定講習会を受講した者等を長野県動物愛護会長が認定する。犬のしつけ方教室等を通じて、保健所に協力し、地域における動物の適正飼養のリーダーとして活動する。
アニマルセラピー	アニマル・アシステッド・セラピー(Animal Assisted Therapy) = 直訳すると「動物介在療法」のことで、広い意味では動物との関わりが人間の健康の質を向上させる場合を指す。治療過程のある部分で、特定の基準に合格した動物を介在させることが不可欠で、治療目標が定められている。専門の立場からセラピーに関わっている医師、施設の指導者の意見を取り入れて実施する。
動物介在活動	アニマル・アシステッド・アクティビティー(Animal Assisted Activity) = 直訳すると「動物介在活動」のことで、動議づけ、教育的、レクリエーション的又は健康維持的な活動の機会を与え、生活の質の向上を手助けする活動。特に訓練を受けた専門家、その補佐的な役割の人、又は特別な基準にあった動物を同伴させるボランティアがいろいろな環境下で実施する。
動物由来感染症	動物から人に感染する病気の総称。現在、世界では150種類以上あり、日本では寄生虫による疾病を入れて数十種類位あると言われている。
狂犬病	人と動物の共通する感染症で、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、咬むことなどにより人に感染。人・犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。
長野県動物愛護会	動物の適正な飼育管理の知識と動物愛護思想の普及を図ることを目的とした、会員数約1,300名を有する任意の団体。県下に各支部を設け、犬のしつけ方教室、犬・猫の繁殖制限普及啓発事業、地域猫活動等の事業を行っている。
不妊去勢措置	オスに対し去勢手術等やメスに対し不妊手術等の繁殖制限を行うこと。
第一種動物取扱業	動物の販売、保管等を業として営む者で、知事又は長野市長の登録が必要。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。 (販売)ペットショップ、ブリーダー、インターネット等通信販売など (貸出し)ペットレンタル業者など (保管)ペットホテル、ペットのシッターなど (訓練)訓練、調教業者など (展示)動物園、水族館など (その他)会場を設けた動物売買あっせん業(ペットオークション)など 動物を譲受けて有料で飼養する者(老犬老猫ホーム)など
動物取扱責任者	第一種動物取扱業の施設で、その業務が適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。知事が行う動物取扱責任者研修を年1回以上受講する義務がある。

第二種動物取扱業	非営利で保管（動物譲渡活動など）、貸出し、訓練、展示を行うための施設を設置している動物取扱業は保健所への届出が必要である。
地域猫	町内会、市民ボランティア等が役割分担をして、責任の所在を明確にして、周辺住民の理解を得て、繁殖制限手術を施し、地域で適切に飼育管理されている「猫」をいう。
特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、マムシ等、人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある動物で、動物愛護管理法で約 650 種が選定されている。 特定動物の飼養・保管を行う者は、知事又は長野市長の許可が必要である。
所有明示措置	鑑札、名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別ができるようにすること。
マイクロチップ	2 × 1 2 mm の細長いカプセル状の電子標識器具で、それぞれのチップに異なる 15 桁の番号が記録されており、皮下に注入し専用のリーダー（読取器）で読みとる。動物 ID 普及推進会議 [AIPO] に飼い主情報を登録すると、ID 番号の照合で飼い主がわかるので、迷子や盗難の防止になる。
アニマルウェルフェア	動物福祉、家畜福祉のことで、快適を配慮した家畜の飼育管理のこと。
3 R の原則	国際的にも定着している実験動物の取扱いの基本的な考え方である、代替法の活用 (Replacement)、使用の制限 (Reduction)、苦痛の軽減 (Refinement) の頭文字をとって、3 R の原則という。

長野県動物愛護管理推進計画策定の経過

平成 19 年 4 月 17 日	第 1 回 検討会 ・ 現状と課題、アンケート調査等について検討
5 月 21 日～ 6 月 30 日	県民、動物取扱業者、動物愛護推進員に対するアンケート調査実施
8 月 1 日	第 2 回 検討会 ・ 推進計画骨子案、アンケート結果について検討
10 月 31 日	第 3 回 検討会 ・ 推進計画素案について検討
11 月 28 日～ 12 月 18 日	パブリックコメントによる意見募集
平成 20 年 1 月 22 日	第 4 回 検討会 ・ パブリックコメントの意見結果、推進計画案について検討
3 月 6 日	第 5 回 検討会 ・ 最終案、条例の制定について検討

長野県動物愛護管理推進計画見直しの経過

平成 25 年 8 月 30 日	基本指針の改正公布
平成 25 年 9 月 4 日	第 1 回動物愛護管理推進連絡協議会開催 ・ 平成 24 年度までの検討結果、今後の推進計画見直し作業、スケジュールについて
平成 25 年 10 月 28 日	第 1 回作業部会開催
平成 25 年 12 月 18 日	第 2 回作業部会
平成 26 年 2 月 7 日	連絡協議会開催
平成 26 年 3 月	公表

長野県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱

(目的)

第1 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)に即した動物愛護管理推進計画を策定するにあたり、施策等について検討するため、「長野県動物愛護管理推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(任務)

第2 検討会は、基本指針に即して、地域の事情を勘案し以下の事項について検討する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項
- (5) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

(検討会)

第3 検討会の委員は、委員15名程度で組織し、学識経験者、関係団体、住民代表、行政機関の中から、知事が委嘱する。なお、委員の都合により出席できない場合は、あらかじめ連絡の上、代理出席を認める。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。ただし、所要の目的が達成した場合は検討会を解散し、委員の任期を終了する。

(委員長等)

第4 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5 検討会は、委員長が招集し、座長を務める。

- 2 委員長は、必要とあると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 検討会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が検討会に諮って、出席委員の過半数で議決したときは、会議を公開しないことができる。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(1) 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

(2) 検討会を公開することにより、公平かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

(事務局)

第6 検討会運営のための事務局を、衛生部食品・生活衛生課に置く。

- 2 事務局は、衛生部食品・生活衛生課の職員をもって充てる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。

長野県動物愛護管理推進計画検討会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
学術経験者	柴内 裕子	(社)日本動物病院福祉協会顧問、赤坂動物病院長	委員長
	会田 保彦	(財)日本動物愛護協会理事・事務局長	副委員長
	中沢 裕	佐久教育事務所巡回訪問指導員	
関係団体	宮澤 宏	(社)長野県獣医師会会長	
	萩原 清	長野県動物愛護会長	
	小川 源三郎	(社)ジャパンケネルクラブ長野クラブ連合会長	
住民代表	山田 敏子	動物愛護推進員	
	戸田 光男	動物愛護推進員	
	倉科 美穂	動物愛護推進員	
行政機関	滝澤 重明	松本市市民環境部環境保全課長	
	柿崎 久	長野市保健所生活衛生課長	
	馬場 澄博	長野県教育委員会教学指導課長	
	斉藤 富士雄	松本保健所食品・生活衛生課長	
	傳田 修一	動物愛護センター所長	
	和田 啓子	衛生部食品・生活衛生課長	

長野県動物愛護管理推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1 長野県動物愛護管理推進計画に基づく施策を推進するとともに、関係団体等との情報交換及び連携を図ることを目的とする。

(検討事項)

第2 連絡協議会は、長野県動物愛護管理推進計画の推進に関する次の事項について検討する。

- (1) 動物の愛護及び管理についての施策に関する事項
- (2) 関係者機関、団体間の連絡調整に関する事項
- (3) 情報の収集及び提供に関する事項
- (4) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(構成)

第3 連絡協議会は、議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉部食品・生活衛生課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4 会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要あると認めるときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5 連絡協議会に、専門的な事項を検討させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 部会員は、健康福祉部食品・生活衛生課、保健福祉事務所及び動物愛護センターの職員のうちから議長が指名する。
- 3 議長は、必要あると認めるときは、作業部会に部会員以外の学識経験のある者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 連絡協議会の庶務は、健康福祉部食品・生活衛生課及び動物愛護センターにおいて行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(別表1)

動物愛護管理推進連絡協議会委員名簿

所 属		職	
行政	健康福祉部	食品・生活衛生課	課長
		管理保健福祉事務所	課長
		長野保健福祉事務所	課長
		動物愛護センター	所長
	教育委員会	教学指導課	課長
	市町村	長野市保健所	食品生活衛生課長
		松本市	環境保全課長
関係団体	(社)長野県獣医師会		各団体から推薦された者
	長野県動物愛護会		
	(社)ジャパンケンネルクラブ 長野クラブ連合会		